

兵庫区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 28 日 兵庫区長決定
令和 7 年 2 月 10 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱(平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。)第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 要綱別表第 2 に定める事業については、別表 1 の基準により助成するものとする。

(その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 兵庫区ふれあいのまちづくり助成実施要領(平成 27 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

○別表 1

助成対象活動	助成条件	助成額
1. 地域イベント事業	地域住民の参加により、地域文化の継承や地域住民の交流に資する事業。	1 協議会 年 150,000 円以内
2. ICTを活用する地域活動	SNS やホームページの運用のほか、会計事務や活動の ICT 化等、地域で ICT を推進するための活動。	1 協議会 年 50,000 円以内
3. 広報機能強化事業	チラシや広報紙の作成等広報機能の強化をはかる事業。	1 協議会 年 10,000 円以内
4. 地域特性を活かした活動	様々な分野での地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした活動で、区長が特に必要と認めるもの。	事業費の 2/3 以内で 1 協議会 年 100,000 円以内 ただし、新たに事業を実施する場合は、 事業費の 2/3 以内で 1 協議会 年 200,000 円以内
5. サテライト助成	合理的な理由に基づき、協議会が地域福祉センターの場所以外で実施する公益活動。	1 協議会 年 60,000 円以内
6. 学生ボランティアとの協働事業	ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア（年齢は問わない）を参画させる際、学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動等を支援	1 協議会 年 30,000 円以内

※要綱との併給不可。

※支出が発生しない活動や協議会会員のみ参加を予定している活動は除く。